

☆ 感染症の種類及び出席停止期間の基準

種類	疾病名等	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスで、その血清亜型が H5N1 であるものに限る） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律《平成十年法律第百十四号》第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第1種の感染症とみなす。	治癒するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ《H5N1》を除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ熱）	病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他	感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症<① カンジダ感染症② 白癬感染症、特にトンスランス感染症>	園で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、園医の意見を聞き、園長が第3種の感染症として緊急的に措置をとる。 「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、園における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する。

（濃厚接触者等について）

- 一 第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
 - 二 第1種又は第2種の感染症が発生した地域から通園する者については、その発生状況により必要と認めたととき、園医の意見を聞いて適当と認める期間。
 - 三 第1種又は第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたととき、園医の意見を聞いて適当と認める期間。
- * 病気静養中は子どもにせがまれても休園させ、病気が長引かないように。また、他の園児に伝染しないように留意してください。
 - * 通常、治癒について医師の「診断書」は特に必要ありませんが、必ず医師の診断に従ってください。ただし、上記のような【感染症】の場合は、医師に当園様式の「登園許可証明書」に必要事項を記入してもらい提出してください。
 - * また、登園は「登園許可証明書」に記入された「登園しても支障のない年月日」でなく、【その日は休ませて、その翌日】から登園させてください。
 - * 出席停止とは教育日数に入らないことで、欠席とは違います。

登園許可証明書

学校法人千代学園
みやじま幼稚園園長 殿

園児氏名 _____ 病 名 _____

上記の園児については、平成 年 月 日より登園しても支障ないことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

⑩

キ リ ト リ 線

登園許可証明書

学校法人千代学園
みやじま幼稚園園長 殿

園児氏名 _____ 病 名 _____

上記の園児については、平成 年 月 日より登園しても支障ないことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

⑩